

2 1 世紀の人権状況

自由と平等を求めて

17世紀のイギリス、18世紀のアメリカ、フランスの市民革命は、「自由と平等」の旗の下に進められ、人権規定をもつ憲法典をつくりだした。その背景には、市民革命前から熟成された人権思想があり、自由と平等をもとめる民衆の粘り強い人権闘争があった。しかし、近代憲法が制定されたとしても、自由と平等が真に実現したわけでない。市民革命以後の人々のさまざまな運動の中で「自由と平等」は前進した。

近代憲法での「法の下での平等」原則は「機会における平等」が主な内容とされた。現代においては「結果における平等」の確保も課題になっている。男女平等についていえば、日本では敗戦後、女性の参政権の実現、民法改正などによって大きな前進を遂げた。さらに労働現場での男女平等を求める粘り強い運動は、結婚退職制・若年定年制などに対する差別反対の裁判をへて、85年の男女雇用機会均等法でようやく立法による成果をみた。しかし「コース別人事」などの差別政策による事実上の男女差別はなお残っている。一方、最近の「規制緩和」政策は、労働基準法上の「女性保護」規定の削除など新しい問題も生んでいる。男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が21世紀の課題になる。

市民的自由は確保されているか

憲法の定める自由は、戦前のような自由に対するあからさまな侵害を

許さない法的な保障を私たちに与えている。しかし、一見、自由が広汎に保障されているかにみえる現代日本社会において、自由の確保はなお21世紀にむけた人権保障の課題になっている。その大きな課題の一つは、企業社会における市民的自由の確保である。「民主主義は工場の前でたちすくむ」（熊沢誠）といわれたように、企業内での思想・表現の自由の確保は、労働の現場で緊急の課題となっている。

もう一つは、現代日本がなお戦前の天皇制国家の影をひきずっている問題である。繰り返される首相の靖国神社参拝、地方自治体と神社神道との癒着に示される政教分離原則違反を批判・監視する課題はなお重要である。

最後に、犯罪が増加している状況で「安全の確保」を理由にして防犯カメラなどが街頭にはりめぐらされる「監視社会」化の危険性が指摘されはじめた。住基ネットも「国民総背番号制」への第一歩と考えられなくもない。「人権より安全を」という声によって、市民的自由が第二義的な価値に減少されてしまうあやうさを十分に認識しておかなくてはならないだろう。

「人間に値する生存」の確保

20世紀にはいると資本主義社会の展開は、自分の労働力以外に生計手段をもたない労働者階級を大量に生み出した。労働者は失業、老齢、障害、疾病などで働けなくなると生活ができなくなる。そこでその救済のために、社会問題の深刻化をおそれる政府は「社会政策」とよばれる社会福祉、労働者保護政策がとられることになる。一方、貧困、失業からの解放をもとめる労働者の運動も

活発化した。いわゆる社会権の形成である。

第二次世界大戦後、本格的な福祉国家への道が始まった。日本国憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をかかげ、国が社会福祉・社会保障・公衆衛生の促進に努めなくてはならないと宣言した。「豊かな社会」に成長した日本。この生存権はすでに達成された課題とみてしまっているのだろうか。「財政再建」、「社会保障の見直し」がスローガンとされる新自由主義政策の下、生活保護のきびしい認定・年金の引き下げ・社会福祉予算の低減化などによって社会的弱者の生存権がおびやかされている。

教育を受ける権利をみても、一学級あたりの生徒の数を減らして、子どもの個性に見合った教育の実現を求める父母・市民の要望にもかかわらず、財政上の理由で実現されていない。21世紀の科学技術を支えるべき大学においても国公立大学の独立行政法人化によって、大学間競争が助長され、授業料の高騰などをもたらし、教育を受ける権利が危機にあるといわざるをえない。

「戦争の世紀」から「平和の世紀」へ

世界中で数千万の死亡者を出した第二次世界大戦は反ファシズム、反侵略戦争を理念に掲げた連合国側の勝利に帰した。1941年8月の米英による「大西洋憲章」は「すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障する平和」の確立を宣言した（翌年1月の26か国からなる「連合国共同宣言」は「大西洋憲章」に賛意を表明した）。戦争終了後、世界では、その深刻な戦争被害を反省

して、人権の基礎としての平和への取り組みが図られることになる。

侵略戦争を違法とする見解は、すでに第一次世界大戦後の国際連盟の結成、パリ不戦条約（1929年）などに表明されていたが、第二次世界大戦後の西欧諸国の憲法には、侵略戦争の禁止が書き込まれることになる（ドイツ、イタリア、フランス）。そして、日本もまた平和国家への歩みを宣言するものとして、憲法九条に戦争放棄を宣言し、戦争をしない具体的な保障として戦力の不保持を定めた。また憲法前文には「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」（いわゆる平和的生存権）を宣言した。

第二次大戦の後も、武力による内政干渉や植民地への圧迫、民族間の紛争が続いたが、世界の平和を求める声はいつそう大きくなり、民族自決の権利の主張とあわせて、平和的生存権の主張は国際的なものになっていった。99年のハーグの世界市民会議では「各国議会は、日本国憲法第9条のように、戦争をしない決議を採択すべきである」という決議も採択された。

ソ連の消滅とともに、アメリカの一国至上主義（ユニラテリズム）が世界を覆い、9月11日事件の後、アフガン、イラクと違法な武力行使がなされた。いま世界の多くの場所で民衆の生命が武力によって奪われている。平和的生存権の確保の課題はますます21世紀の課題になっている。

国際的な人権保障

21世紀の人権状況として、人権を国内的に保障していくのみならず、国際的にも保障していこうとする流

れの強まりがある。1948年の「世界人権宣言」にはじまり、66年の「国際人権規約」（社会権規約と自由権規約からなる）の採択、そして、79年に「女性差別撤廃条約」、89年に「子どもの人権条約」と、国際的に人権を保障していこうという方向が強まった。国連ではつぎに障害者の人権条約の制定・採択にむけて、新たな取り組みがはじまっている。社会的に少数者として差別されてきた先住民の人権保障も進んできている。そのさい、日本は国連での採択、国内手続きとしての批准の両方においてイニシアチブをとることは少なかった。本来なら豊かな人権規定をもつ日本国憲法を奉じる国として、世界の先頭に立たねばならなかった。「人権先進国」への外交姿勢の転換がいま求められている。

人権の主体の拡大

国際的な人権保障の進展は、人権の主体について新たな展開をもたらした。これまで、人権は自国民に限定されるものと考えられていたが、人権は自国民のみならず、外国人にも保障されるのが原則、という考え方がいまや通説になった。

日本の場合、外国人の人権は一般的な問題にととまらず、定住外国人の人権が問題となる。定住外国人の多くは、朝鮮併合以来の歴史的な経過の結果、日本に永住する市民である。日本国民と生活の実態としてほとんどかわるところはない。とすれば、日本国民とおなじ権利が保障されても当然と考えてもいいだろう。しかし、政府は、選挙権などを「日本国民のみに保障されている権利」として今でも認めてはいない。地方選挙権については立法によって認めることも可能とするのが最高裁の判

例だが、国政選挙に対する参政権は一貫して否定している。「国民主権」概念が、本来、民主的な役割を果たさなければならないはずなのに、定住外国人の選挙権を認めようとするさいにたちふさがるのは、問題ではないだろうか。

社会権は、帰属する国によって保障されるものだから外国人に適用されないと考えられてきたが、難民条約の批准により、日本でもようやく健康保険、年金受給などに国籍要件が撤廃された。定住外国人、外国人労働者の社会保障受給権の確保も大きな課題である。

国際化の中で、「共生」の確立が大きな課題となっている。

違憲審査制の活発化

人権保障の新しい状況として、国内の人権保障をより実質化するために、裁判所による違憲審査制が活発化したことをあげることができる。欧州では、欧州人権条約を実質化するために欧州人権裁判所がつくれられた。世界各国で人権保障のために裁判所に違憲法令審査権を認める方向がつよまっている。

日本では、憲法81条により最高裁ほかすべての裁判所に違憲審査権が認められてきた。しかし、憲法が施行されてから現在まで、日本の違憲審査制は人権保障にとって十分な役割をはたしてきたとはいえない。最高裁が違憲判断にきわめて消極だったこと、その反面で、法律等による人権の制約に対して比較的簡単に合憲性を認めてしまったことが特徴であった。表現の自由に関する領域などでは、自由の制約が「公共の福祉」「利益較量」などの考え方で簡単に正当化されている。最高裁が自由権に関して違憲判断をしたのは、愛

媛玉串料訴訟などごく限られた事例にとどまっている。安保条約や自衛隊という「高度に政治的な事項」については国会や内閣に判断をまかせてしまう態度をとった（統治行為論の採用）、社会福祉などの領域でも政府や国会の判断を優先させた（プログラム規定説、立法裁量論）。

地裁、高裁などの下級裁判所では、これまで人権保障の立場に立った判決がしばしば出されたことがある。たとえば、家永教科書裁判での東京地裁判決（杉本判決）、長沼ミサイル基地訴訟での札幌地裁判決（福島判決）などが有名だ。最近でも、ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決のように、人権保護、少数者の権利を重視した裁判例も少なくないが、60年代末から70年代はじめにかけての「司法の反動化」を経て、最高裁による裁判官統制が強まり、違憲判決をだすことを避ける傾向や、「判検交流」で、国の政策をそのまま肯定する傾向も強まった。

市民の側からは、人権保障の確立にむけて、反人権的な判決を批判し、人権救済のためにたち上がった訴訟の支援の活動が粘り強くすすめられなければならない。

人権はたたかいの中で新しく生成される

人権とは「人間が生活するにあたっての不可欠の人格的な利益」と定義することができる。そのように考えると、憲法の「国民の権利及び義務」に書かれて権利だけが人権だと考えることはあまりに狭い。かつて18世紀の自由と平等が、20世紀前半の社会権がそうだったように、社会の発展にあわせて、新しい人権が生まれ、発展してきた。21世紀を迎えた今、生活環境の悪化をくい

とめようとする力は「環境権」の考え方を生み出した。また情報化社会の中で、個人情報を保護しようという運動は、「プライバシー権」あるいは「自分に関する情報をコントロールする権利」の主張を広め、裁判所でも法的な権利として承認されるまでになった。政府や地方自治体が保有する公文書を開示するよう求める権利も、情報公開法で法的に認められ、「知る権利」として定着しつつある。いわゆる「新しい人権」である。

日本国憲法13条の幸福追求権は、そのような「新しい人権」の憲法上の根拠として用いられている。21世紀の科学技術の発展は、たとえば医療の分野では人の生命にかかわる自己決定についての権利をますます重要なものとして提起するであろう。学校における生徒・学生の自己決定権（校則による頭髪規制などに典型的）も重視されなくてはならない。

21世紀には、社会の変化に応じて、さまざまな「新しい人権」が作りだされるだろう。「新しい人権」は、社会の中のいろいろな人々の「人権を生かす努力」の中で生成、発展させられていくことをしっかりと確認しなくてはなるまい。人権は上から与えられるものではけっしてない。人間に不可欠な利益を妨げようとするさまざまな勢力との対抗のなかで、粘り強いたたかいによって創り出されていく。